

# 高校「現代社会」科目と消費者教育との関係

松　村　晴　路

## The Relation between Current Society in Highschool and Consumer Education

Seiji Matsumura

In this study it is attempted to make a consideration on the relation between the current society in High schools and the consumer education.

Especially, the subject of social studies is most important teaching consumer education in High schools.

I think that proceedings of the philosophy of life and present status and future possibilities on consumer education.

### I . 序—現代社会における生活構造—

#### 1 . 現代社会構造への確かな目を

現代社会における生活領域は、大きく分けて、政治生活領域・消費生活領域・家族生活領域であり<sup>(1)</sup>、この三領域において、「実質的自由平等」の社会構造・生活構造の確立と、人間の等価値の公正な生存権の実質的保障とが確立し、人間的人権論・人間の尊厳への法規整の形成が「現代社会」構造の必須要件である。

すなわち、法的には、法の規整の仕方・仕組みが、嘗っての国家権力（または消極的夜警国家論）からの流れであったのが、現代社会における現代法の姿勢が、人々の側面から「人間」としての生活権（生存権・社会権）側から、「逆」にとらえて行こうとする法規整を示す訳である。

前述の生活三領域において、第一に、政治生活関係は、国家の政治組織体が現代民主主義原理によって運営され、保障されているかの仕組みと政治意識（国民意識・住民意識）の向上を必要とする。第二に、消費生活関係は日常生活に最も深いかかわり合いを有する領域であり、その生活構造・経済構造（生産→交換→分配→消費生活に至るまでの経済の流れの全過程）を分析し、判断してゆく能力、そして、その社会構造の進化と変化を認識しながら、その中で「如何に生きてゆくか」の生き方を学んでゆく必要がある。第三に、家族生活関係、すなわち、最も身近かな生活関係における諸問題<sup>(2)</sup>に対しても、人間は如何に生きるか、家庭生活は文化の形成であり、自らのライフスタイルを主張し、「生き方への自信」と「哲学」と「価値」が人間の心の中に形成される必要がある。

以上の様な現代社会構造を、学校教育<sup>(3)</sup>の中で科学的に組織的に学んでゆく必要があり、「正しい知

識を持ち、問題の解決を目指して認識し、行動し、判断してゆく能力」の形成を、学問的に継続して学んでゆく場は「学校教育」が最も適する場であり、「社会科」を通じて社会生活を営んでゆく力、社会現象を判断してゆく力を養う必要がある。

以下に述べる高校「現代社会」科目において、それへの内容と現状・問題点・課題を提出して見よう。

## II. 高校社会科領域と消費者教育との関係

### 1. 消費者教育から見た高校社会科の内容と現状

昭和53年8月30日に、高校学習指導要領が改訂され、昭和57年度から学年進行をもって実施されており、来年（昭和60年）3月には上記の新指導要領に基づく新教科書による高校生が卒業してゆく。

この高校社会科領域の改訂の方針は、従来までの「社会科の諸科目の学習を通じて、人間と人間との関係、人間と自然との関係における現代社会の諸問題について、科学的な知識と批判的な思考力を養い、さらに人間生活の根本的な在り方について思索し、これによって自分自身や現代社会に関する諸課題に正しく対処し、民主的で文化的な国家や社会を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする態度とそれに必要な能力を養うこと」を基本として今回の改訂は、その基本性格の上に、とくに「社会と人間に関する基本的問題についての理解と認識を深め、社会生活の意義の広い視野から考える能力を養うこと」と「人間尊重の立場を基本とし、環境や資源の重要性について正しい認識を育てること」を考慮している。

そして、ことに「現代社会」科目の目標や内容において、人間尊重の具体化として「経済の調和ある発展と福祉の実現」の中で、「消費者保護と企業の責任」「人間の尊重と公害の防止」が示されたことである。また「環境や資源の重要性についての正しい認識を育てること」についても、「人類と環境」「人口問題と資源・エネルギー」などが加えられた。かつ、国際理解を深めることに関しても、国際消費者問題（例：公害は先進国ののみの特有現象ではなく、多国籍企業・企業進出・輸出の無規制な増加などにより、発展途上国こそ、生命・安全・健康について強い保護を必要とする）の視点からも国際的視野の育成が重要なものと示されている。

### 2. 現行社会科の科目内容とその編成内容

昭和57年度は、改訂後の初年度であり、現在高校第1学年から第3学年は、新教育課程により、原則として次の構成を示す。

表1 社会科目内容と編成（新教育課程の基準による）

科 目	標準 単位 数	必・選の区別	学 年 配 当
現 代 社 会	4 単位	必	1
日 本 史	4 単位	選	2
世 界 史	4 単位	選	2
地 理	4 単位	選	2
倫 理	2 単位	選	3
政 治 ・ 経 済	2 単位	選	3

社会科における改訂の趣旨と基準は、まず、1年次に「現代社会」を履修した後に、生徒の興味・関心に応じた選択履修ができるようにするため2年次・3年次に選択科目として、「日本史」、「世界史」、「地理」、「倫理」、「政治・経済」の各科を設

けることにしたのである。

本稿においては、消費者教育的視点から「現代社会」科目を概説することを中心として、かつ、他教科との関連性、および「家政・工業・商業・農業」などの各コースとの関連性にも、私なりに試論を述べ、次節において、消費者教育から見た「現代社会」科目の課題と問題点を述べて、最後に「まとめ」をしておきたい。

表2 高校社会科「現代社会」における消費者教育に関する内容（新学習指導要領による）

目標	広い視野に立って、社会と人間についての理解と認識を深め、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民的資質を養う。	
分野	分野目標	内容（消費者教育関係部分）
現代社会	人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、社会と人間に関する基本的な問題についての理解を深め、広い視野に立って、現代社会に対する判断力の基礎と人間の生き方について自ら考える力を養うとともに、人間生活の向上を図り、進んで国家・社会の進展に寄与しようとする態度を育てる。	<p>(1) 現代社会の基本的な問題</p> <p>現代と人間 現代社会の成り立ちと人間生活 人類と環境 人口問題と資源・エネルギー 現代の経済社会と国民福祉 科学技術の発展と現代の経済生活 (生産の拡大と現代の企業、市場機構と政府のはたらき、経済体制など) 日本経済の特質と国際化 (国民所得の動き、景気の変動、国際収支の動向など) 経済の調和のある発展と福祉の実現 (消費者保護と企業の責任、人間の尊重と公害の防止、労働条件と労働関係の改善、社会保障と福祉社会の実現など) 現代の民主政治と国際社会 日本国憲法の基本的原則と国民生活 (基本的人権の保障と法の支配、平和主義と我が国の安全、国民主権と議会制民主主義など) 現代国家と民主政治 (国家と個人、地方自治と住民福祉、世論と現代政治、世界の主な政治体制など) 国際平和と人類の福祉 (国際法と国際政治の特質、国際連合と集団安全保障、核兵器と軍縮問題、人類の福祉と日本の役割など)</p> <p>(2) 現代社会と人間の生き方</p> <p>人間生活における文化 世界の諸地域の文化と文化交流 日本の生活文化と伝統 現代の文化 青年と自己探究 現代の青年の心理的・社会的諸問題 適応と個性の形成 現代に生きる倫理 真理を求めて思索することの意義 (学ぶことの意義、哲学的なものの考え方と科学的なものの考え方など) よく生きることと生きがいの追求 (倫理的価値と人格、人生における宗教の意義、芸術と人</p>

		生、職業と余暇など) 民主社会の倫理 (人間の生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等など)
--	--	--

高校社会科の目標は、「広い視野に立って、社会と人間についての理解と認識を深め、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民的資質を養う」とあり、小・中の「基礎を養う」から、「有為な形成者」として、すなわち市民としての一員・国民としての一員としての大人的次元の高さと社会現象への正しい判断力・思考力の育成を重要視していることに気付く。

そして、小・中の9年間の社会科授業の最終学年において、その「まとめ」を公民的分野で、現代社会構造・生活構造への確かな目を養い、生き方を学んだ編成と比較すると、高校社会科の初年度に、「現代社会」科目を（必修・週4時間）を通じて、「現代社会構造」を学んで、それを前提として、次年度より、地理・歴史・政経・倫理を展開していることは「それ等の教科および他教科（例：英・数・国・理・図工・保健など）」の共通の基礎的・基本的考え方、すなわち現代社会に生きる人間としての必要な資質をつけさせることを基本的立場として、現代社会に対する判断力の基礎と人間の生き方について自ら考える力を養うことを構想しての、最重要科目としての位置づけと考えられる。それゆえに、「現代社会」科目の内容に関して注目する必要がある。京都府下の公立高校で使用されている教科書（「現代社会」＝実教出版、「新現代社会」＝三省堂、）の目次は次の様な内容である。

表3 高校社会科「現代社会」の教科書目次（実教出版・昭和59年度版による）

<b>第I編</b>	<b>●第1章</b> 現代社会のなりたちと人間生活.....2 1. 現代社会の成立.....2 2. 現代社会の形成.....7 3. 新しい規範確立の必要.....10	<b>第II編</b> <b>●第1章</b> 科学技術の発展と現代の経済生活.....38 現代の経済社 会と国民福祉.....38 1. 生産の拡大と現代の企業.....38 2. 市場機構と政府のはたらき.....44 3. 経済体制.....52
	<b>●第2章</b> 人口問題と資源・エネルギー.....14 1. 人口問題と資源.....14 2. 日本の人口問題.....16 3. エネルギー問題.....21	<b>●第2章</b> 日本経済の特質と国際化.....58 1. 日本経済の成長と産業構造の変化.....58 2. 日本経済の特質と諸問題.....65 3. 日本経済と景気変動.....75 4. 日本経済と国際化.....82
	<b>●第3章</b> 人類と環境.....27 1. 世界の一体化.....27 2. 科学技術の役割.....29 3. 環境問題の重要性.....30 4. 日本の環境問題.....33	<b>●第3章</b> 経済の調和ある発展と福祉の実現.....92 1. 企業の社会的責任と消費者保護.....92 2. 人間の尊重と公害の防止.....95 3. 労働条件と労働関係の改善.....100 4. 社会保障と福祉社会の実現.....100

<b>第III編 現代の民主政治と国際社会</b>	<b>●第1章 日本国憲法の基本原理と国民生活</b>	116	<b>第IV編 人間生活における文化</b>	<b>●第1章 世界の諸地域の文化と文化交流</b>	188
	1. 民主政治と日本国憲法	116		1. さまざまな文化	188
	2. 基本人権の尊重	122		2. 文化の交流	192
<b>●第II章 現代国家と民主政治</b>	3. 平和主義	132	<b>●第2章 日本の生活文化と伝統</b>	198	
	4. 国民主権と権力分立制	137	1. 日本の生活文化	198	
			2. 日本の年中行事	207	
			<b>●第3章 現代の文化</b>	214	
<b>●第3章 國際平和と人類の福祉</b>	现代における国家と個人	147	1. 欧米文化と日本	214	
	2. 地方自治と住民福祉	149	2. 現代文化の特徴	217	
	3. 選挙と政党政治	153			
	4. 世論と現代政治	157			
	5. 世界のおもな政治体制	162			
<b>第V編 青年と自己探究</b>	<b>●第1章 青年と社会</b>	224	<b>第VI編 現代に生きる</b>	<b>●第1章 真理を求めて</b>	240
	1. 現代社会に生きる青年	224	2. 世界への問い	240	
	2. 個性の形成	227	2. 人間への問い	249	
	<b>●第2章 青年の課題</b>	232	<b>●第2章 現代への思索</b>	258	
	1. 連帯を求めて	232	1. 個の確立をめざして	258	
	2. 自立をめざして	234	2. 人間的な社会をめざして	262	
<b>●第3章 よく生きることと生きがい</b>	266	<b>●第3章 よく生きることと生きがい</b>	266		
1. 善の探究	266	1. 善の探究	266		
2. ゆたかに生きるために	271	2. ゆたかに生きるために	271		
<b>●第4章 民主社会の倫理</b>	278	<b>●資 料</b>			
日本国憲法	284	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	303		
大日本帝国憲法	293	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	304		
アメリカ独立宣言	294	国際連合憲章	305		
人および市民の権利宣言	294	日本の政治・経済年表	308		
世界人権宣言	295	国際関係年表	310		
労働基準法	297				
労働組合法	299				
労働関係調整法	301				

表4 高校社会科「現化社会」の教科書目次（三省堂出版・昭和59年度版による）

年 表（見返し）  カラー口絵（巻頭別丁）	<b>III編 ● 現代の政治と国民の権利</b> ————— 142 <b>1章 民主政治と現代国家</b> 144 1 民主政治の原理と歴史 ..... 144 2 現代の国家と政治 ..... 150 <b>2章 人権の発達と平和主義</b> 158 1 日本国憲法と基本的人権 ..... 158 2 人権保障の国際化と平和主義 ..... 166 <b>3章 現代日本の政治機構と民主主義</b> 170 1 議会制民主主義と国民 ..... 170 2 日本の国家機構と地方自治 ..... 176 3 現代の政治と民主主義の課題 ..... 184 <b>4章 國際政治と人類の福祉</b> 194 1 現代の国際社会と国際政治 ..... 194 2 国際平和と人類の福祉 ..... 208	
<b>序編 ● きみたちと現代</b> ————— 6  <b>1章 現代を生きるために</b> 8 1 新しい旅立ちにあるきみたち ..... 8 2 現代世界のなかのきみたち ..... 10 <b>2章 青年期を考える</b> 14 1 青年期の発見 ..... 14 2 青年期の変貌 ..... 20 3 青年期をどう生きるか ..... 28	<b>I編 ● 現代世界と人類の課題</b> ————— 36  <b>1章 現代の世界</b> 38 1 多様な世界 ..... 38 2 現代世界の国ぐに ..... 44 <b>2章 転換期としての現代</b> 52 1 戦後世界の政治と経済 ..... 52 2 人類の平和と貧困・人口の問題 ..... 58 3 地球の資源と環境問題 ..... 66	<b>IV編 ● 現代社会と人間の生きかた</b> ————— 216  <b>1章 現代の文化と人間の生活</b> 218 1 世界の諸地域の文化と文化交流 ..... 218 2 社会の変化と文化の状況 ..... 226 3 地域社会と新しい文化の創造 ..... 232 <b>2章 社会の変化と人間の生活</b> 238 1 前近代社会と伝統的な生きかた ..... 238 2 近・現代社会と人間の生活 ..... 244 <b>3章 よく生きることと生きがいの探求</b> 252 1 生きがいを求めて ..... 252 2 生きることと考え方 ..... 260 3 よく生きることと人格の確立 ..... 270 <b>4章 民主社会の倫理</b> 280 1 制度をつくる主体 ..... 280 2 人間の尊厳と権利 ..... 286 3 討論する精神 ..... 292 4 他者とともに生きる感受性と想像力 ..... 298
<b>II編 ● 現代の経済と国民生活</b> ————— 74  <b>1章 科学技術の発達と現代の世界</b> 76 1 科学技術の発達と経済生活 ..... 76 2 現代経済の三つの主体 ..... 84 3 現代経済における政府の役割 ..... 92 <b>2章 現代の日本経済</b> 100 1 経済の高度成長 ..... 100 2 高度経済成長の破綻とひずみ ..... 106 3 日本経済と国際経済 ..... 114 <b>3章 国民生活と経済のありかた</b> 120 1 家庭生活と社会保障 ..... 120 2 消費者・住民と生活環境 ..... 130 3 労働者の生活と経済の民主化 ..... 136	<b>・資料</b> (日本国憲法・大日本帝国憲法(抄)・人権に関する世界宣言) ..... 304 <b>・さくいん</b> ..... 314 <b>討論のひろば</b> ① ホームルーム生活をどうつくるか ..... 26 ② 原子力発電をどう考えるか ..... 64 ③ 女性の労働問題をどう考えるか ..... 128 ④ 国家をどう考えるか ..... 156 ⑤ なんのために学ぶのか ..... 278	

「現代社会」科目のねらいは、「人間の尊厳と科学的探究の精神に基づいて、社会と人間に関する基本的な問題についての理解を深め、広い視野に立って、現代社会に対する判断力の基礎と人間の生き方について自ら考える力を（主体的に）養うとともに、人間生活の向上を図り、進んで国家・社会の進展に寄与しようとする態度を育てる<sup>(4)</sup>」ことにある。

すなわち、高校第1学年の必修科目として、すべての生徒（特定生徒のみではない。特定コースのみではない）に対して、「現代社会に対する判断力の基礎」および「人間の生き方について自ら考える力」の、二点について「広い視野」を見つめて「人間生活の向上を図る（生活環境を作り変えてゆく）能力」を養う一般教育であると言えよう。

### 3. 「現代社会」科目の二大項目の内容

「現代社会」科目の内容構成は、第一が、「現代社会の基本的な問題」であり、第二が、「現代社会と人間の生き方」の二つの大項目からなり二つの項目が相互に関連し合って目標の達成に有効に働くことを期し、かつ、それぞれに三つの中項目を用意しながら、一つのまとまりとなって「現代社会」科目を構成している。

第一の「現代社会の基本問題」としては（表3参照のこと）、①「現代と人間」（近代社会のなりたちと人間生活・人口問題と資源、エネルギー・人類と環境）。②「現代の経済社会と国民福祉」（科学技術の発達と現状の経済生活－生産の拡大と現代の企業・市場機構と政府のはたらき・経済体制－）、（日本経済の特質と国際化－日本経済の成長と産業構造の変化・日本経済の特質と諸問題・日本経済と景気変動・日本経済と国際化－）、（経済の調和ある発展と福祉の実現－企業の社会的責任と消費者保護・人間の尊重と公害の防止・労働条件と労働関係の改善・社会保障と福祉社会の実現－）がある。つぎに、③「現代の民主政治と国際社会」においては、「日本国憲法の基本原理と国民生活」「現代国家と民主政治」「国際平和と人類の福祉」の三つの小項目から成っているが、後述の如く、第3学年の「政治・経済」科目への移行が望ましいことと、その理由は「まとめ」で述べる予定である。

第二の「現代社会と人間の生き方」については、「人間生活における文化」「青年と自己探究」「現代に生きる倫理」の三つの中項目から成っている。それは、生活文化、現代の文化、個性の形成、人間の生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などを学んでゆく中で、第一の「現代社会の基本的な問題」と関連せしめつつ、まさに消費者教育における消費者・消費者哲学の形成の基本的理念である。

### 4. 消費者教育から見た高校社会科「現代社会」科目の課題と問題点

#### (1). 「現代社会」科目の位置づけとその重要性

前述した如く「現代社会」科目は、高校第1学年に、すべての生徒が、現代社会に生きる人間として「社会構造・生活構造」を正しく判断してゆく目、一人の人間としての全人格の表現として、自立し、自主的・主体的に、価値の選択をしながら、「現代社会」に生きる生き方を、大人らしく生きてゆく能力・考えて生きてゆくための一般教育として位置づけられる。

#### (2). 「一般社会」科目から、「現代社会」科目への改訂の意味

昭和57年度より改訂・実施された「現代社会」科目は、これまでの「一般社会」科目と比較して、

第一の項目「現代社会の基本的問題」の中項目である所の「現代と人間」「現代の経済社会と国民福祉」の内容において、現代社会構造への正しい認識・判断の仕方を身につけ、考えてゆく力を育成しつつ、国民福祉の観点から、経済の仕組み・経済活動・市場機構と政治(現代国家により規制・介入)の結びつき、「人口問題と資源・日本の人口問題・エネルギー問題・環境問題の重要性・日本の環境問題・生産の拡大と現代の企業・市場機構と政府のはたらき・経済体制・日本経済の成長と産業構造の変化・日本経済の特質と諸問題・日本経済と景気変動・日本経済と国際化・企業の社会的責任と消費者保護・人間の尊重と公害の防止・労働条件と労働関係の改善・社会保障と福祉社会の実現」などの中に、消費者教育的視点による内容の拡大が見られるし、そのための教材研究の課題が多数に提出されている。

前述の「表3」の教科書の目次のなかから、第3章「経済の調和ある発展と福祉の実現」の項目中の「企業の社会的責任と消費者保護」「人間の尊重と公害の防止」の内容を、以下に具体的に例示して見よう。

表5 第3章・経済の調和ある発展と福祉の実現

### 1・企業の社会的責任と消費者保護

**企業の社会的責任** 現代の企業は、ただ利潤を追求していればよいということではすまされない状況にある。それというのも、現代の企業は、たんに商品を供給するという面だけでなく、さまざまな社会生活に大きな影響をあたえているからである。

企業間競争と大量生産とは、ともすればむだなモデルチェンジや過度の広告、協調による超過利潤の獲得などに企業を走らせがちである。だが巨大企業になればなるほど、企業行動が社会にあたえる影響は大きい。このため、現代の企業は、その社会的責任をじゅうぶんにふまえた活動が要請されている。

**企業と住民** 最近各地で企業の排煙・排水・騒音などによる公害問題がおこっている。かつては、企業による工場の排煙などは、地域住民に生活上のふべんや不快感を少々もたらす程度であった。しかし、最近では、一定地域への企業の集中の結果として、工場排煙など企業の生産活動にともなうマイナスの社会的影響が積み重なり、ところにより住民の生活や健康に重大な損害をあたえるほどになり、これに反対する住民運動を発生させるまでにいたった。

企業は、その従業員や製品の買い手に対してばかりでなく、いまや地域住民に対しても、じゅうぶんな配慮を払わなければならないようになっている。企業は、公害の被害者に対してはじゅうぶんな補償をおこなうとともに、公害防除に最大限の努力をつくさなければならぬ。同時に、さらにすすんで、地域のよりよい環境づくりのために、住民と積極的に協力していくことが必要である。

**消費者主権** 民主主義の政治では、国民の主権と基本的権利が尊重され、国民の幸福が実現するよう、政治も国民を中心に動いていかなければならない。われわれの経済生活のめざすところも、



消費者による欠陥商品の展示会

これと同様である。人びとが好む良質な品物が、公正な値段で自由に買えるような、経済のしくみになっていることがのぞましい。これを国民主権になぞらえて**消費者主権**といふ。

政治において、国民主権を実質的に実現するためには、国民みずからが、代表としてだれが適当であるかをみきわめる能力をもち、候補者についてのじゅうぶんな知識をえているとともに、自由な選挙を妨げるものがないことが必要である。それと同じように、消費者主権を実現するためには、消費者みずからが、商品についてじゅうぶんな知識をもち、いたずらに広告・宣伝にまどわされることなく、真によい品物を買える能力をそなえていなければならない。それとともに、企業も、その社会的責任を自覚して、良質で安全な製品ができるだけ安く供給するよう努力すべきである。

**消費者運動と消費者保護** 現代の寡占市場のもとでは、少数の大企業が、管理価格や事実上のカルテルによって、価格を操作している。他方、広告・宣伝などによる需要の喚起もおこなわれている。

そこで、こうした有形・無形の圧力から消費者を守り、合理的な消費生活を確保するいっぽう、消費者のための生産、消費者のための販売という経済のあるべき姿を実現させる必要がある。消費者の団結による消費者運動は、こうした目的のための自主的な動きである。

**消費者運動**は、大きくわけて、商品の品質をみぬき、よりよい商品をのばそうとする商品テスト運動や欠陥商品を批判する運動と、自分たちで協同組合をつくり、よい品物をより安く消費者に届けようとする消費者協同組合運動との二つがある。商品テスト運動はアメリカ合衆国でおこり、各国に波及している。この商品テスト運動は、戦後のアメリカでは、メーカーに品質の改善を求めだした。そして1970年代にはいると、自動車の安全性の問題をきっかけに、強力な消費者運動がおこり、製品の安全性や広告のありかた、公害問題、大企業の不当利潤の告発など、企業の社会的責任を鋭く追及して、時代を動かす大きな力となった。

**生活協同組合運動**はイギリスや北欧諸国でさかんである。イギリスの生活協同組合は、1844年に、ランカシア州のロッチャーデールで、28人の織物工のやむにやまれぬ運動から出発したが、こんにちでは、国民の4分の1を加入者とする世界最大のものとなっている。

わが国でも、これらの運動はおこなわれているが、一般的にはそれほど強いものとはなっていない。協同組合にしても、灘神戸生活協同組合のほか、成功しているものはまだ少數である。

他方、政府の行政は、いままでは、欧米に対抗するため、いかにして産業をおこすかという産業育成行成が中心であった。しかしその目的を達した現在では、公正取引委員会が独占を監視するだけではなく、行政一般が、消費者の利益を中心として動く消費者保護行政へとその重点を転換しなければならない。事実、1968年に消費者の利益を守る消費者保護基本法がつくられ、消費者センターも各地に設置され、消費者保護行政はすすみだしている。



団地の生活協同組合

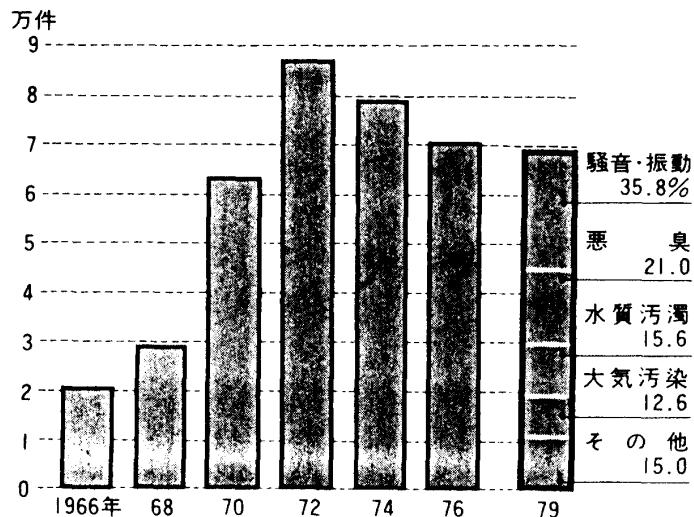
## 2・人間の尊重と公害の防止

**高度成長と公害**

1960（昭和35）年以後の日本経済の高度成長においては、それまでの石炭にかわって、石油がエネルギーの主役になり、石油化学製品の生産量が飛躍的にのび、鉄・アルミニウム・パルプなどの生産が増加した。たとえば、1965年以後の5年間の銑鉄生産量は、それ以前の50年間の生産量の総量

とほぼ同額であり、原油輸入量は1965年以後の5年間のほうが大きい。

しかし、このような生産水準の上昇は、あらたに対策をたてないかぎり、排出される有害物質の数量がまし、公害を発生させることになる。とくに、高度成長とともに、各地にコンビナートが建設され、一定の地域に多数の工場群をつくったため、地域あたりの生産量（生産密度）がまし、こうした傾向をいっそう助長した。



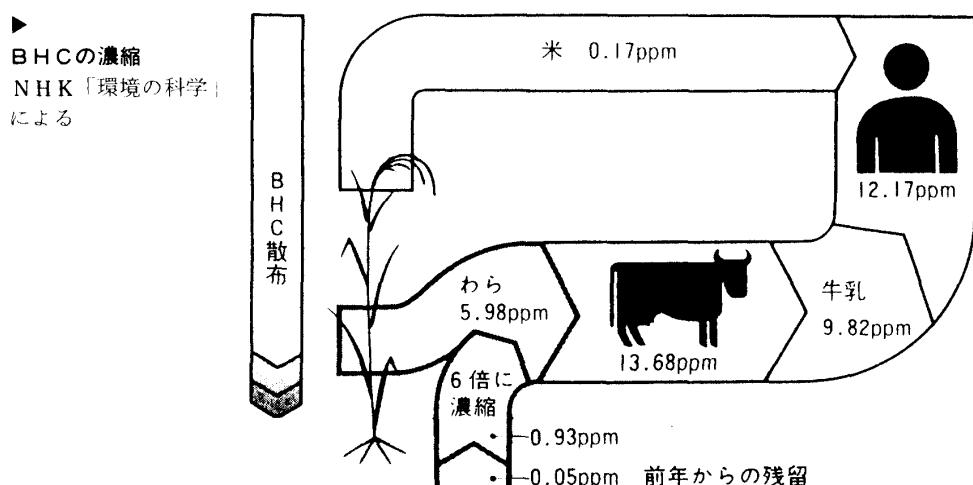
◀  
公害の苦情・陳情受理件数の推移と内訳  
経済企画庁「経済要覧」1981年版による

このように、経済活動が生活環境を悪化させ、不特定多数の人に害をあたえることを公害といふ。公害は人為的な生活環境の悪化であって、台風・豪雨・地震などの自然の力による非定常的な被害（災害）や、事前に予見できない事故ともちがって、事前に対策さえ講ずるならばふせぐことのできるものである。

**消費の増加と公害** 環境の悪化は、生産にともなって発生するだけではない。消費の変化と増加によってもうまれる。今世紀のはじめ、ロンドンのスモッグは、家庭のたく石炭の煤煙がおもな原因であった。家庭で使う洗剤が、海や河の水質を悪化させていることは衆知のとおりである。自動車が出る排ガスも大気を汚染し、光化学スモッグの一因をつくる。プラスチック製品の使い捨てでは、もやせば有害物質を排出し、高温その他によって焼却炉をいため、捨てられてもくさらるために、埋立地の利用ができないなどの社会問題をうんでいる。このように、こんにちの公害は、たんに企業と住民のあいだで発生するだけでなく、住民と住民のあいだでも発生する。

#### 累積効果・濃縮効果

現代の公害のうち最も危険なのは、排出された物質の毒性がいつまでたっても変化せず、貝や魚あるいは動物の体内に累積し、その結果、毒性が何倍にも濃縮され、最悪のはあい



にはそれを食べた人が生命を失うという、自然界での毒性の累積効果・濃縮効果をともなうことである。

このようなものには、水俣病の有機水銀<sup>①</sup>、イタイイタイ病<sup>②</sup>のカドミウムのような重金属や、DDT・BHCなどの石油合成品がある。これらは、いくら濃度をうすめて排出しても、時間の経過とともに毒性が自然界で強められ、いったん汚染されると、たとえ排出を止めても長く被害がつづいていく。

- ① 1955年を中心に、熊本県水俣の漁民のあいだで、はじめ視角がせまくなり、つぎに手足がまひして廃人同様になるといふ、原因不明の神経系統のおそるべき障害が報告され、水俣病と名づけられた。原因是、ある工場が捨てていた廃液中にふくまれた水銀が、漁介類の体内に累積し、これを食べたためであった。また1965年には、新潟県阿賀野川流域でも、第2水俣病といわれる有機水銀中毒事件がおきた。
- ② 富山市近郊の婦中町を中心に、神通川流域でおこったもので、背骨や手足がいたみ、骨がもろくなって骨折し「イタイイタイ」といいながら全身衰弱で死ぬことから、この名が出た。なお、イタイイタイ病とカドミウムの関係については、裁判所の判決で疫学的に認定された。

#### 公害の予防

高度成長のなかで、公害を予防するための対策がとられていなかったわけではない。工場は一定濃度以上の有害物質を排出してはならないという規制が、各種物質について決められていた。こうした規制は、生産の量や自動車の台数がかわらなければ、環境保全のために有効である。しかし高



会社の謝罪を要求する公害被害者たち

度成長下のように、生産の量が今までの2～3倍に増加すると、各工場がこの規制を守ったとしても、有害物質の総量は今までの2～3倍に増加する。こうして、空気や水の汚染がすすむということになる。高度成長とともに公害が進行した大きな原因がこれである。

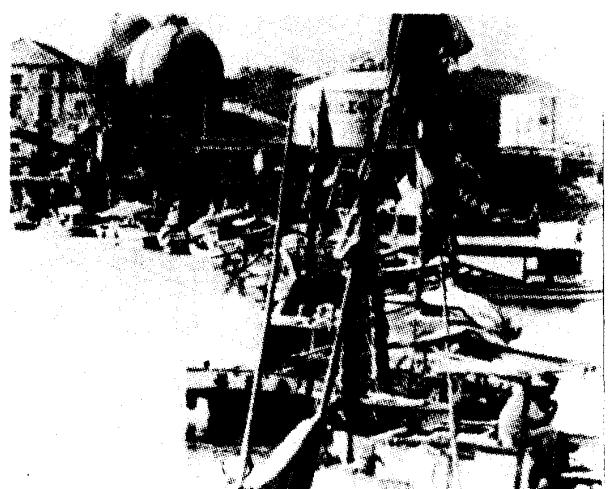
そこで公害を予防するためには、生産量が2倍になれば、規制を2倍強めるというようにし、汚染物質の総量を規制することが必要となる。このような規制方式をとると、社会全体の生産量がますと、たとえその工場の生産量はかわらなくても、今までよりも強い規制となり、公害防止のための諸設備を完備しなければならないことになる。そこで、社会全体としての生

産の増加は、同時に公害対策費の増加となる。つまり、大量生産の利益による製品あたり費用の低下があっても、社会全体の見地からみた製品の費用には、逆にこうした公害対策のための費用が加わることになる。

#### 公害費用発生者自己負担の原則

ここで注意しなければならないのは、事前に公害を予防するための費用と、公害が発生してしまったのち、そのための対策を講ずる費用とでは、その金額が大きくちがうという点である。

いま、工場廃液を排出するまえに有害物質をとりのぞくとするならば、有害物質がなにであるかが明確であり、しかも濃度が高い段階で、これをとりのぞくことができる。しかし有害物質をいったん河川に放出してしまい、政府が下流でこれをとりのぞくとなると、各種の工場液がまざりあって有害物質が明らかにならず、複合汚染も生じ、濃度の低い多量の水のなかから有害物質をとりのぞかなければならなくなる。そのため多額の費用がかか



公害企業の専用港を封鎖する被害をうけた漁民たち

り、しかも完全にはとりのぞくことができなくなる。そこで、公害予防を完全にし、しかも、その費用を少なくするためには、公害発生者がみずから有害物質を排出することなく、これをとりのぞくことが必要となる。

1970年代にはいって、公害は先進工業国共通の病となり、これをとりのぞくことなしには地球全体の汚染がすすみ、やがては人類の生存もおびやかされることが予想されるようになった。そこで、先進工業国は**経済協力開発機構<sup>①</sup>**（OECD Organization for Economic Co-operation and Development）を中心に国際会議をひらき、公害予防のため各国が協力することと、公害の予防にさいして、国際競争の公正を維持するために、その予防費用は発生企業みずからが負担すること、逆にいえば、政府が補助金を出してはならないことを決めた。これを**公害費用発生者自己負担の原則（PPP）**という。PPPは、資源の合理的配分、公害の予防、および公正競争上重要な原則である。

**公害と技術開発** 今まで人びとは、なにをつくるかという生産の面は考えてきた。しかし、廃棄の面はじうぶんに考えてこなかった。したがって、廃棄物の毒性とそれをとりのぞくための方法について、じゅうぶんな研究がされていなかった。この意味から、公害の予防のための技術開発が現在最も必要とされている。

もしも PPP が守られるならば、企業はそのための費用を削減するために、競って技術開発に努力するようになろう。逆に、公害費用を政府が全額支払ったりすると、公害を発生しない技術を企業が開発しても、製造原価に關係がないために、企業はその開発に全力をあげることがない。そこで企業に PPP を守らせ、公害防止のための技術開発の努力をおこなわせ、導入のための誘因をつくらせる必要がある。政府も、公害の現状の測定とその公表、公害防止のための技術開発とその普及のために努力し、現在進行している地球全体の汚染をとりのぞかなければならぬ。

① 加盟国の経済成長の促進、低開発地域への援助、世界貿易の拡大などを目的として、1961年に発足した。加盟国数は24か国で日本は1964年に加盟した。

しかしながら、消費者教育を基本視点にした所の、具体的・体係的な展開としては不充分である。静的な「一般社会」科目から、動的な「現代社会」科目への改訂の意図する所は、後述の如く「現代社会」科目を消費者教育の一般教育としての展開の中に求められる。

### (3) 高校における他教科との関連性

第一には、高校における「他教科」への基本的・基礎的な位置とも言える。

たとえば、「人口問題と資源・エネルギー」は、次年度の「地理」学習において、さらに深めることができる。「現代社会のなりたちと人間生活」や「人間生活における文化」は、生活史・文化史として、「日本史・世界史」で展開できる。それぞれの地理的・地表的・自然的・地域的事象と人間・社会事象の変遷を学んでゆく基礎となる。それが「現代社会構造」への認識を、さらに深めることができる。同じことが「理科」「保健」「国語（読書による思索とその背景・文学史）」「英語（国際感覚と国際交流への広い視野・国際消費者機構）」「数学（統計・計量経済・公害基準・測定など）」「音・図・体（芸術・文化・スポーツ・健康）」への現代人としての展開の基準ともなり、その基礎的・基本科目としての位置づけにある。

そして、二大項目の一つである「現代社会と人間の生き方」の内容は、「思想・哲学」へ深く学びたい生徒のための「倫理」科目（第3学年、選択・例、実教出版・昭和59年度版・「倫理」の内容は、第1編・人間の自覚—思想の源流・西洋の近代思想・現代世界の思想一、第2編・日本の思想—日本

の思想的伝統・近代日本の思想－、第3編・現代社会と倫理－日本の思想的風土・人類の課題と倫理－）へ展開する。

もう一つの大項目である「現代社会の基本問題」は、民主主義の基本構造・日本経済・国際経済について、より興味を抱く生徒のために、「政治・経済」科目（第3学年、選択・例、実教出版・昭和59年度版・「政治・経済」の内容は、日本国憲法と民主政治・日本の経済と国民福祉・国際社会と日本の3項目の中に各章がある）を設けて、政治学・経済学的レベルでの判断力・認識力を学んでゆく、その基本科目として「現代社会」科目は位置づけられている。

表6 高校社会科「政治・経済」の教科書目次（実教出版・昭和59年度版による）

<b>日本国憲法と民主政治</b>		5. 金融・財政政策——84 6. 景気変動と経済成長——89
<b>第1章 日本国憲法の基本原理</b>		
1. 政治と国家——3 2. 民主政治の基本原理——5 3. 日本国憲法の基本的性格——11		
<b>第2章 基本的人権の保障</b>		
1. 日本国憲法と基本的人権——16 2. 現代社会と基本的人権——24		
<b>第3章 政治機構と政治の運営</b>		
1. 議会政治——33 2. 行政機関——37 3. 司法機関——41 4. 地方自治——45		
<b>第4章 現代日本の政治</b>		
1. 政党政治と選挙——50 2. 平和主義と憲法——57 3. 日本の政治社会——66		
<b>日本経済と国民福祉</b>		
<b>第1章 現代経済のしくみ</b>		
1. 経済社会の展開——71 2. 経済主体の結びつきと市場機構——73 3. 現代の市場と企業——77 4. 国民所得と国富——81		
<b>国際社会と日本</b>		
<b>第1章 國際社会と國家</b>		
1. 國際關係の基本的要因——159 2. 國際社會の成立と國際法——163 3. 國際連合と國際協力——165		
<b>第2章 國際平和と人類の福祉</b>		
1. 戰後の國際政治の動向——173 2. 國際政治と日本——179		

上記の「表6」の「日本の経済と国民福祉」の項目の「第3章・国民生活の向上と福祉の実現」の「I・消費者問題と公害の防止」の内容は次の様に記述されている。

表 7

### 第3章 国民生活の向上と福祉の実現

#### 1. 消費者問題と公害の防止

現代資本主義の経済的な病の一つとして、持続的な物価上昇がある。経済成長にともなって、ゆるやかではあるが慢性的に物価が上昇する現象は、第二次世界大戦後の先進資本主義国に共通してみられるようになった。

他方、大量生産・大量消費がすすむなかで、誇大広告や過剰宣伝、欠陥商品の販売などの問題が表面化し、これに対する消費者保護行政や消費者運動の動きが注目されている。

経済成長の過程でうみだされたいま一つの病が公害である。公害は、現代の産業社会がうみだした深刻な問題であり、資本主義国だけでなく、社会主義国でも表面化している。しかし、それが深刻な国の一つは現代の日本であろう。日本国憲法に規定されている生存権の保障をはかり、国民の福祉を増進させるためには、政府・企業・住民のそれぞれが公害の防止に積極的にとりくまなければならない。

物価問題	物価上昇は国民生活にどのような影響をあたえるであろうか。また、物価上昇の原因はどこにあるのだろうか。
------	--

**物価上昇の影響** 自由競争段階の資本主義経済のもとでは、物価上昇は生産の増大をよびおこし、やがて供給が需要をうわまわって物価は下落し、底をつくとふたたび上昇するという形をくりかえしていた。しかし、現代の物価は、たえず上昇しつづける点に一つの特徴がある。物価上昇がつづくと、所得が増加しにくい人びと、たとえば定年退職後の年金や利子でくらしている人、生活保護をうけている世帯などにとっては不利にはたらく。

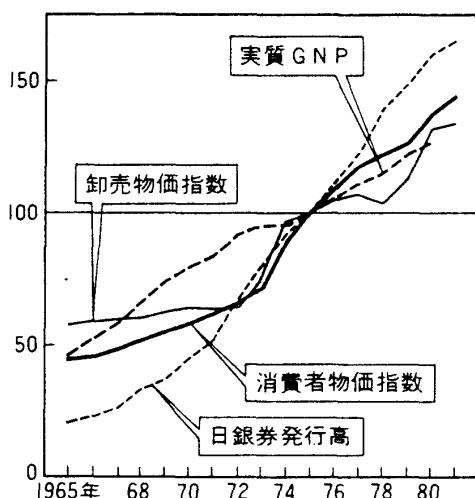
高度成長は、消費者物価は大幅な上昇をひきおこし、1960（昭和35）年から70年までの期間に、年平均5.9%も上昇した。さらに1973年の石油危機とそれにともなう物不足によって、消費者物価は大幅に上昇した。このような物価上昇は、たとえ名目賃金があがっても実質賃金を低め、貯蓄の実質価値を減価させ、社会的不公正をつくりだす原因となる。

**物価上昇の原因と対策** 持続的な物価上昇の基礎にあるのは、管理通貨制度である。この制度のもとでは、金本位制度のように金の保有量によって通貨量が直接的に制約されることがないため、通貨の過剰発行に対して歯どめがききにくい。そして、この通貨増発をうながしているのが、経済成長政策である。政府は、国民所得の増大をはかり、失業を防止するために有効需要をつくりだすが、そのことは同時に通貨発行の増大につながる傾向がある。

他方、現代の市場構造が価格上昇をささえている面も重要である。すなわち、寡占市場では、大企業が市場の需給関係とはある程度はなれて高い水準に価格を設定することができる。

さらに、物価の上昇過程で問題なのは、中小企業の分野で、コストの増大に対して、生産性を上昇させることによって対処するのではなく、安易に価格を引き上げて対処するばあいがしばしばなされることである。

したがって、経済の安定と福祉の増大のためには、過度の成長をおさえて安定成長を推進することが必要である。また、寡占分野への競争条件の導入によって超過利潤を解消させるとともに、中小企



▲物価指数と実質GDP・日本銀行券発行高の推移 1975年=100 経済企画庁「経済要覧」1982年版による

業の近代化をすすめて生産性の上昇をはかる、などの政策が必要である。

消費者運動と 消費者行政	消費者運動と消費者行政は、現在どのようにすすめられているだろうか。
-----------------	-----------------------------------

**消費者運動の展開** こんにち、多くの消費者は、企業が生産し、広告・宣伝し、提供する商品をどちらかといえば受け身の形で利用しているのが一般的である。少數の大企業からなる寡占市場では、価格が操作されたり、同業組合を軸にして事実上のカルテルが形成されることも少なくない。広告・宣伝によって消費者の欲求をかりたてる競争もさかんであり、むだなモデルチェンジなどの非価格競争も多い。また、新しい製品がつぎつぎに生産されたり、今まで安全だと思われていたものの危険性が問題になったり、消費者をめぐる状況はたえず変化している。

こうした状況から消費者を守り、合理的な消費生活を確保するためには、企業も行政も、つねに消費者の声に耳をかたむける必要がある。これまで消費者の側では、生産者や販売業者のルール違反を追及したり、また、政府に消費者本位の政策をすすめるように求めてきた。こうした消費者運動は、近年になって急速に活発化するようになった。

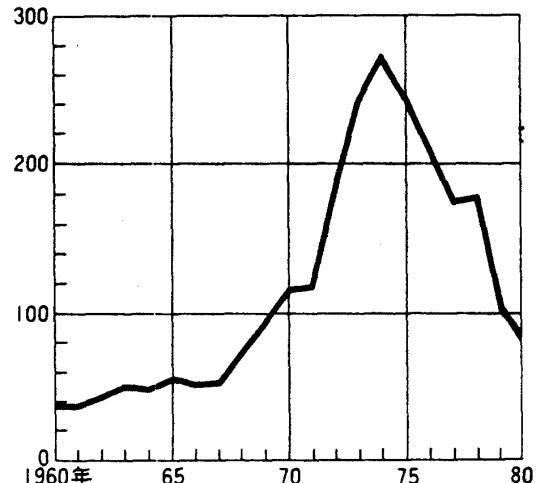
消費者運動には、商品の品質をみぬき、よりよい製品の生産をのばそとする**商品テスト運動**や、自分たちで協同組合をつくり、よりよい品物をより安く消費者に届けようとする**生活協同組合運動**などがある。生活協同組合運動はイギリスや北欧でさかんであり、商品テスト運動はアメリカにおこり、各国に波及している。わが国でも、1960年代以降さまざまな消費者運動が展開してきた。

**消費者保護行政** 政府は、1968年に消費者保護基本法を制定し、それにもとづいて消費者の利益と安全を守るために施策を講じてきた。また、地方公共団体も、消費者センターを各地に設置して、消費者からの要望をうけとめるなどの対策を講じている。こうした国や地方公共団体の消費者行政の拡充が今後いっそうすすめられるとともに、消費者が商品選択の自主的な判断力を高め、企業に消費者の意向が的確に反映されるような体制を確立することが必要である。

公害発生の原因	公害が発生する基本的な原因はどこにあるだろうか。
---------	--------------------------

**高度成長と公害** わが国では、高度経済成長期に公害が全国的にひろがった。1955（昭和30）年、熊本県水俣の漁民のあいだで、原因不明の神経系統の恐るべき障害が報告され、水俣病と名づけられた。このような障害が生じたのは、工場が海に捨てた廃液中にふくまれていた有機水銀が、魚介類の体内に累積し、それを食べたためであった。また、石油コンビナートを建設した三重県の四日市では大気が汚染され、四日市ぜんそくといわれる重症の呼吸器病患者が多数発生した。さらに富山県では、鉱山からのカドミウムが排出された神通川流域にイタイイタイ病とよばれる被害が表面化し、<sup>①</sup>新潟県では、工場からの有機水銀排出によって阿賀野川流域に新潟水俣病とよばれる被害が発生した。さらに1970年には東京で、自動車の排ガスなどによって光化学スモッグが発生し、生徒が校庭で倒れるという事故が発生した。  
(→p.27, 28)

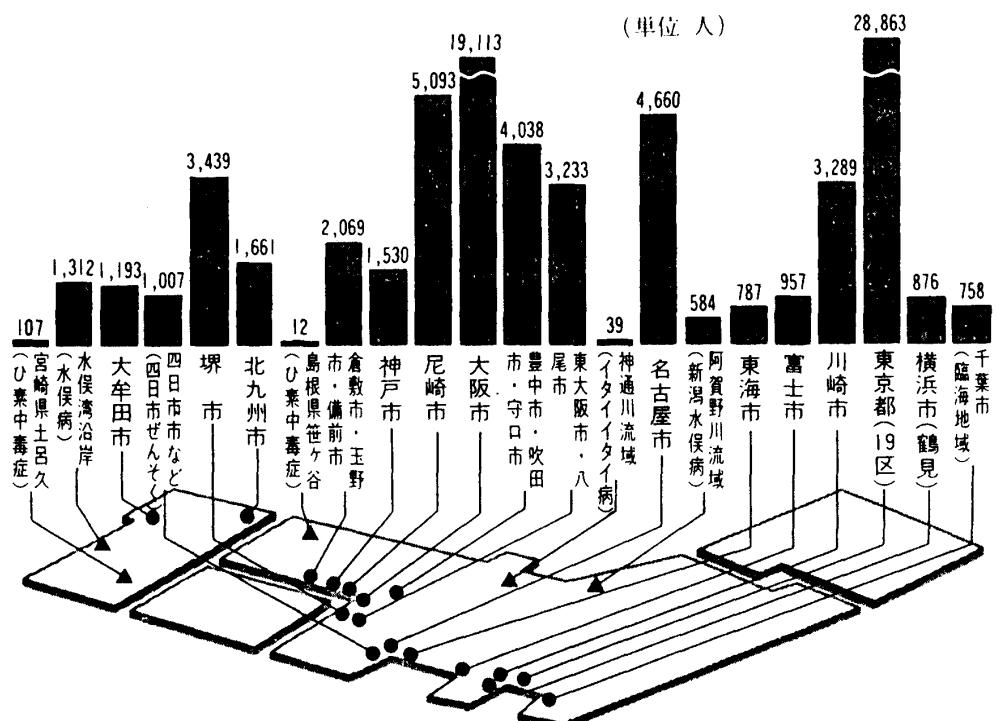
このように、経済活動が生活環境を悪化させ、不特定多数の人にあたえる害のことを**公害**という。公害は人為的



▲消費者団体設立数の推移 生活協同組合はのぞく。経済企画庁調べ。

な生活環境の悪化によるものであって、台風・豪雨・地震などのような自然の力による被害（災害）や、事前に予見できない事故とはちがって、事前に対策さえ講ずるならば、その大部分はふせぐことのできるものである。

① イタイイタイ病とカドミウムの関係については、裁判所の判決で疫学的に認定された。



▲公害指定地域と公害病認定患者数（公害健康被害補償による） 1981年12月末。環境庁「環境白書」昭和57年版による。

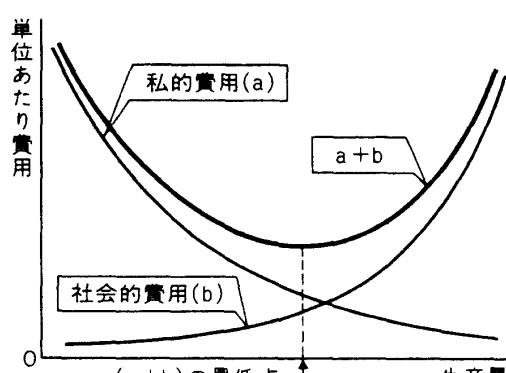
### 生態系の破壊

もともと、人間の活動の基盤である自然は、無数の生態系の均衡のうえになりたっており、人間の経済活動は、資源の採取や廃棄物の放出などによって自然界とむすびついている。そして、自然界にはさまざまな浄化作用や回復力があり、従来は、人間の活動からうみだされるさまざまな老廃物を処理してきた。ところが、工業化、都市化とともに経済活動の急激な進展に、自然の浄化能力が追いつかなくなってしまった。また、プラスチックなど自然に還元しにくい新物質もうまれた。このように、文明の発達が生態系を破壊し、公害がうみだされるようになったのである。

### 外部負経済

従来、経済問題は市場で売買される財・サービスを中心に考えられてきた。しかし経済社会のなかには、市場で売買されることなく、他人に利益をあたえたり、損害をあたえたりするものがある。これらは、市場の外側で生ずるという意味で、それぞれ外部経済および外部負（不）経済という。公害は外部負経済の典型的な例である。

企業は、投下した資本に対する利潤の割合である利潤率を最大にするよう行動する。そのため、生産費を最小限におさえ、生産過程から排出されるさまざまな産業廃棄物の処理費用をできるだけ節約しようとする。企業の立場からすれば、産業廃棄物は未処理のまま外部へ排出するほうが有利になるのである。その結果、公害が発生し、地域住民の健康や生活環境に被害を及ぼすことになる。また、本来は企業みずからが負担しなければならない費



▲私的費用と社会的費用

用を第三者ないし社会に転嫁するために、企業の私的費用とは異なる**社会的費用**という形で、住民全体に負担がかかることになるのである。

公害防止の対策	公害防止のためには、どのような対策をとるべきだろうか。
---------	-----------------------------

**濃度規制から総量規制へ** 高度成長の時代にも、工場は一定濃度以上の有害物質を排出してはならない、という**濃度規制**が各種の物質について決められていた。こうした規制は、生産の量がかわらなければ、環境保全のために有効である。しかし、高度成長期のように、生産の量がいままでの数倍にも増加すると、各工場がこの規則を守ったとしても、有害物質の総量はいままでの数倍に増加することになる。こうして大気や水の汚染がすすんだ。

そこで、公害を予防するためには、生産量が増大すると規制をそれに応じて強める有害物質の**総量規制**が必要となった。このような規制方式のばあいには、社会全体の生産量がますと、たとえその工場の生産量がかわらなくても、従来よりも強い規制となる。

公害対策としては、公害立法を根拠とする公害行政と、企業の公害防止技術の開発および公害防止設備の完備がある。このような公害対策は、1970年代になってから本格化しあげたが、現在は、まだふじゅうぶんな点も多い。また、公害防止に対して住民運動のはたした役割も大きい。

**汚染者負担の原則** ここで重要なことは、事前に公害を予防するための費用と、公害が発生してしまったのちにその対策を講ずる費用とでは、金額がまったくちがう点である。工場廃液を排出するまえに有害物質をとりのぞくとすれば、有害物質がなんであるかが明確であり、比較的容易にとりのぞくことができる。しかし、有害物質をいったん河川に放出し、下流でこれをとりのぞくとなると、各種の工場廃液がまざりあって有害物質が明らかにならず、複合汚染が生ずる。さらに、濃度の低い大量の水のなかから有害物質をとりのぞかなければならないので、多額の費用がかかり、しかも完全にはとりのぞくことができない。そこで公害予防を完全にし、除去費用を少なくするためには、公害発生者がみずから有害物質をとりのぞき、排出しないことが必要となる。

1970年代にはいって、公害は先進工業国共通の病となり、これをとりのぞくことなしには、地球全体の汚染がすすみ、やがては人類の生存もおびやかされることが予想されるようになった。そこで国連は、1972年にストックホルムで**人間環境会議**をひらき、**人間環境宣言**を採択した。また同年、経済協力開発機構（OECD）は国際会議をひらき、公害予防のため各国が協力すること、公害予防にさいして国際競争の公正を維持するために、その予防費用は発生企業みずからが負担することを決めた。(p.150) これが**汚染者負担の原則**（PPP）である。PPPは資源の合理的配分、公害の予防、および公正競争上きわめて重要な原則といえる。また、企業に故意や過失がなくても損害に対して賠償責任を負わせる**無過失責任制**も、公害防止と被害者の救済にとって重要な意味をもっている。

表8 高校社会科「倫理」の教科書目次（実教出版・昭和59年度版による）

第1編	<b>「倫理」を学ぶまえに</b>	4
人間の自覚		
第1章 思想の源流		8
1. 人間の自己意識		8
2. 仁の実現と道の探究——儒家・道家		11
3. 悟りと救済——釈迦の教え		15

4. 知への愛——哲学の誕生	19
5. 「神の国」の福音——イエスの教え	27
6. アッラーのはかに神なし——マホメットの預言	30
研究と課題	32
<b>第2章 西洋の近代思想</b>	33
1. 人間性の再発見——ルネサンス	33
2. 良心の尊厳の自覚——宗教改革	37
3. 近代の科学と哲学の形成——経験論と合理論	41
4. 新しい社会の原理を求めて	49
5. 精神の革命——ドイツ觀念論	61
研究と課題	74
<b>第3章 現代世界の思想</b>	75
1. 産業革命と思想の変化——功利主義と実証主義	75
2. 社会の矛盾とその克服——社会主义の成立と展開	81
3. 個の確立をめざして——実存主義	93
4. 知性の再建を求めて——プラグマチズムと分析哲学	99
5. 現代アジアの思想的状況——独立と解放の思想	104
研究と課題	108

**第2編****日本 の 思 想**

<b>第4章 日本の思想的伝統</b>	110
1. 古代日本人の生活意識	110
2. 仏教の伝来とその日本化	113
3. 近世封建制下の思想	119
研究と課題	128
<b>第5章 近代日本の思想</b>	129
1. 啓蒙思想と自由民権思想	129
2. 国家主義の台頭と教育勅語	134
3. 近代思想の発展	137
4. 近代化と伝統思想	143
5. 民主主義と国家主義	149
研究と課題	157

**第3編****現 代 社 会 と 倫 理**

<b>第6章 日本の思想的風土</b>	160
1. 戦後日本人の倫理	160
2. 日本的な生活意識	161
3. 日本社会の人間関係	163
研究と課題	166
<b>第7章 人類の課題と倫理</b>	167

1. 現代社会における人間疎外の傾向――――――――――――――――――――――――――――――	167
2. 人間の尊厳にもとづく自由と平等――――――――――――――――――――――――――	170
3. 生活の場における自主性と連帶――――――――――――――――――――――――	171
4. 人間と自然との調和・共存――――――――――――――――――――――――	173
5. 戦争の防止と平和の確立――――――――――――――――――――――	175
6. 国民的自覚と人類愛――――――――――――――――――――	177
研究と課題――――――――――――――――――	177

上記の「表8」の目次内容「第3編・現代社会と倫理、第7章・人類の課題と倫理、4・人間と自然との調和・共存」の項目には、次の様に記述されている。

表9

#### 4・人間と自然との調和・共存

**産業の成長と公害** 日本には人間と自然との調和・共存という思想的伝統がある。このことは、風土が比較的温和であり、人びとの生活が農業を中心として営まれていたことなどの事情と深く関係しているように思われる。もちろん自然はときには猛威を発揮し、せっかくきずきあげた人間の生活や事業を大幅に破壊してしまうこともある。自然現象や自然物が神格化され恐れられるのは、自然がそのような威力をもっているからである。欧米の科学技術は、自然のもつ威力の実質を明らかにし、それを制御し、人間生活に役だたせようとするものであった。そこには、人間が自然を支配しようとする根本的な姿勢があったといえよう。

戦後の日本では、高度に発達した科学技術を駆使した産業の急速な成長が、おもな国家目標とされた。工業を中心とする大規模な産業の発展は、農村の人口過疎、都市の人口過密をもたらした。また大規模な道路建設や鉄道建設がおしそすめられ、大量の自動車が走行するようになった。その結果、さまざまな公害、すなわち産業廃棄物などによる汚染、密集した生活から生じる汚染、工場や道路などの建設による自然破壊が広範囲にあらわれた。その他、化学肥料や農薬や洗剤などの使用による自然破壊もあらわれている。

こうして空気、河や海、山野が汚染され破壊されて、国民の健康がおびやかされるにいたった。その原因は、企業利益を追求する産業活動に、科学技術が無計画に動員されたからにほかならない。昭和40年代にはいって自然環境を守るために政策がとられるようになり、自然環境についての人びとの関心も強まった。忘れられていた人間と自然との調和・共存という観点が、改めて認識されるようになったのである。

**かけがえのない地球** 1972年（昭和47）に、「かけがえのない地球」というスローガンをかかげて、ストックホルムでひらかれた国連人間環境会議は、「人間環境宣言」を発表し、「われわれは歴史の一つの転換期に到達した。いまやわれわれは、世界中いすこにおいても、みずからの行動を、それが環境にあたえる影響に今までよりもいっそう細心の注意をはらいながら、規制していかねばならない。無知無関心であるならば、われわれは、われわれの生命と福祉の基盤である地球上の環境に対し、大規模でとりかえしのつかない害をあたえることになる」と警告している。

身近な例をあげれば、山野・河川・海には大量のあきかん・あきびん・ビニール製品が放棄されているのをみかける。自然環境を守るためにには、わたしたちの日ごろの心がけも欠かせないのである。もちろん人間と自然との調和・共存は、ただたんに自然をそのまま放置しては実現されない。人間が物心両面でゆたかな生活をきずいていくためには、自然にはたらきかけねばならない。しかしそのばあいでも、自然のもつ生態的な連鎖を破壊しないように細心の注意をはらいつつ、産業活動をおこない、自然環境を保全する方向へと科学技術を発展させねばならない。しかもその視野を日本周辺にかぎらず、ひろく地球全体にひらいていなければならないのである。

第二には、後述の如く、高校課程における「現代社会」科目を、消費者教育の一般教育・基本科目であるとする場合に、「他コース」との関係については、次の様な関係に立つと考えられる。

高校教育課程において、家政科・工業科・商業科・農業科・産業科・実業科などの、それぞれの目的型コースが設けられている。それは、それぞれの家政学・工業学・商業学・農業学などの専門家としての知識の習得が目的であり、消費者教育のためのコースではない。勿論、副次的には、消費者としての具体的・技術的な知識の習得に役立つかも知れないし、それらのコースにおける消費者教育の展開も可能ではある。米国・北欧では、上記の諸学校で消費者教育は早くから行なわれて来たが、<sup>(5)</sup> それは職業教育・技術教育・実務教育としてのものであり、独立した「教科」として採用するのも、アメリカにおけるプラグマティズム的考え方である。

しかし、上記の教育は、すべての生徒を対象とした教育ではなく、個別的・特定の各コースの生徒を対象としたものであり、また、消費者教育は「すぐに役立つ技術」とか、「修理の仕方」とか、「方法」や「上手な買物の仕方」とか、の能力開発のための教育ではない。また、消費者情報や「損得のための賢い消費者」の教育でもない。しかし、それ等の技術・実務教育を通じて、消費者哲学・消費者文化の形成も可能ではあるが、眞の消費者教育としての一般教育ではない。全ての高校各コースの第1学年で「現代社会」を学んだ上で具体的・特別的・実務的教育課程としてのコースであり、職業教育の重要性はあるし、そのコースでの「誇り」を持った、かつ「自尊心」を持ちつづけ、職業の大切さを有する一つの人生への歩みが期待されることはあるまでもない。

### 5. 「現代社会」科目の学習現場からの報告—主体的に自ら学ぶ—

昭和57年度から、「現代社会」科目はスタートした現場の状況は、試行錯誤しながらも、いろいろな工夫を、教師も生徒も行ないつつ、授業に対しては、大変熱心で関心も高く、反応も充分であると言う報告がある。そこには、無関心・無気力・無責任の高校生像ではなく、私は、現代社会に生きる新らしい若者像・苦労して学んでゆく充実感を持った高校生像が形成されつつあるのではないかと思われる。激動する現代社会構造・多様な行動様式や価値感の共存する現代社会・生命と健康を守ってゆく現代社会の生活構造への、学び方・判断の仕方が、今後の社会体制・生活環境を醸成してゆくための「消費者教育的」一般教育を「現代社会」科目を学ぶ中から展望してゆかねばならない。

朝日新聞は「夢ある科目」現代社会として日教祖・日高教の教育研究会全国集会において、ユニークな実践報告を以下のように報じた。<sup>(6)</sup>

『高校では昨年春から「現代社会」という新科目の授業が行われている。これまでになかった科目だけに、「教えにくい」という現場の不満や、教科書の検定で憲法、核、自衛隊などの記述をめぐって、文部省が厳しい締め付けをしたことから、新科目設置の意図を疑う声も強くなっている。だが、10日から4日間、盛岡市で開かれた日教組と日高教の教育研究会全国集会では「教え方によっては、社会に対する鋭い目を養い、考える高校生を育てることができる」という積極的な発言も相次ぎ、国の検定意図など問題にならないほどユニークな実践報告も目立った』。

現代社会は、高校1年生の社会科の必修科目として設けられた。「現代の社会に対する判断力の基礎と、人間の生き方について自ら考える力を養う」ことが、この科目の大きな目的。

だが、教育関係者の中には、学習指導要領の解説ではそういうているが、教科書の検定の仕方を見れば、文部省が現代社会を新しく作った狙いは別なところにあるのがわかる、などの批判が高まっている。

### ① 検定意図を逆手に考え批判精神を養う

現代社会の問題を考えるうえで、戦前はどうだったかといった歴史的な記述を検定で認めなかつたことも、文部省の意図を疑わせる大きな理由になっている。

教研集会の社会科教育分科会でも、「歴史的な見方を教えず、現在の制度をいいものだと頭からうのみにするような子どもを育てる。つまり、いまの体制に都合のいい子を育成するのが目的なのだ」といった声も相次いだ。

「教えにくい」という声も多かったが、「やりようによっては面白い科目だ」「教科書検定でも、政府の意図を見抜く、逆手をとった授業ができる」「社会科ぎらいの子どもに、この教科の面白さを教えることも可能だ」など、積極的な意見も目立った。ユニークな実践の裏付けが、そこにはあった。

例えば、大分県立竹田高校の伊東祐一教諭は、壁新聞作りと日刊紙のスクラップ学習を報告した。生徒に問題意識を持たせ、考える力を育てようという目的が、そこにはあった。

壁新聞は班単位で作らせた。まず、「現代エネルギー事情」「森くい虫ニッポン」というテレビを見せ、エネルギーと資源の問題を考えさせた。

例えば、技術の進歩が省エネになるのか、石油の偏在に対し日本はどうすればいいのか、エネルギーの再利用はいまどうなっており、どうすればいいのか、などである。

### ② 新聞を資料に壁新聞や「自分史」づくり

その後で壁新聞を作らせたが、その記事を書くために、生徒たちは資料を丹念に読むようになった。現代社会を勉強するうえで、新聞がいい資料になることも知った。共同作業の難しさと大切さもわかったという。

夏休みには宿題を出した。テーマは自由。自分で決めたテーマに添って新聞を切り抜き、感じたこと、考えたことを書かせた。教科書検定が国際的に大きな問題になっていたこともある、160人のうち52人が、この問題をテーマにした。「反核・平和」も多かった。

レポートは、すぐれたものが多くいた、という。「この（教科書）問題は教科書や外交の問題というより、戦後の日本の原点を問うものであったと思う。〈忘れようとする日本人〉と〈忘れられないアジアの人々〉とのギャップをどう埋めるか、僕は見守っていきたい」と書いた生徒もいる。

伊東教諭自身「私が考えていたより深く考え、本もよく読み厚みのあるもの多かった」と驚いている。新聞も、たいていの生徒が三紙、多い子は五紙も読んでいたという。

新聞を使って教科書問題などを考えさせている教師は、他にもかなりいた。島根県のある教諭は「私も生徒にスクラップ学習をさせたが、3分の2が教科書問題を出してきた。ただ私のいる高校は中国山地の真ん中にあり、新聞をとっていない家庭が一割以上もいる。また、寮に入っている生徒も多く、そこにスクラップ学習の難しさがある」と悩みを訴えていた。

「自分史」を書かせ、社会と自分との関係や、自分自身を考えさせ、主体制を確立させようとする

試みも、目立った。

熊本県立宇土高校の三島俊英教諭は、祖父母の誕生から、高校入学までの自分と家族をめぐる出来事を年表にまとめ、そのとき日本と世界はどうなっていたか、戦争を中心に作成させた。

また、自分の長所、短所、尊敬する人、中学時代にうれしかったことなど16項目について整理させ、そうした自分は、だれに、どんな影響を受けたのか。家族や親類、遊び仲間、マスコミなど細かく分析させた。

現在の自分を客観的に見つめさせるのが目的で、これを「自分地図」と呼んでいる。

### ③ 主体性の確立狙い

こうした作業の後で森毅京大教授の「まちがったっていいじゃないか」を読ませ、人生の主人公は自分だという著者の意見について感想文を書かせたり、青年期の持つ意味や問題点について講義をし、それをめぐって班討論をさせた。

さらに「クラスで不正が行われたとき、どうするか」というテーマで、カンニングに協力する子、教師に告発する子、かかわるのを避けようとする子などのタイプをめぐって討論をさせ、自分たちの力で解決しようとする民主主義精神とは何かを体得させようとした。

自分史を書かせる試みは、他にも2、3出た。いずれも歴史的な見方の大切さ、生き方を考える力、個人としての主体性を持たせようという狙いがあった。

現代社会がどう教えられているか。その実践報告が語られたのは、ほとんど初めてといつていい。助言者の峰岸純夫・都立大助教授は、現代社会を「やりようによっては夢のある科目」と認め、「ここ数年が実践による勝負どころだ」と言った。

大槻健・早大教授も「現代社会を、どんな中身の科目にするかは、社会に出て行く子どもたちの将来がかかっている」と、教師たちに努力を促した。いまの体制に不満も批判もない若者が激増しているのは、教師の責任ではないか、というのである】。

## 6. 自らが自覚し、学び、運動して「現代社会」構造の構築を

現代国家論は、行政権の強大化を特徴として、国民経済生活関係へ介入（規制）し、経済的強者と経済的弱者の関係に、取引の対等・自由平等な競争の回復（独占化から市場原理化へ）を計ってゆくための各種法規制を行なう（例、独占禁止法）。それ等の意図は、中小事業者や消費者の生活権・人間権の保障と確立にある。さらに、企業自らも、現代企業論と企業哲学を形成して、消費者教育を行ない、共同体社会の関係を導く努力をしてゆく。

しかし、消費者自らが、意識革命を行ない、消費生活関係に対する能力・対処の仕方を有して、自ら行動しない限り、現代生活関係の構築は不可能である。すなわち、現代消費者としての権利と義務でもある。消費者の行動様式は、(1)「抵抗」としての消費者運動、(2)「権利」としての消費者運動、(3)「文化」として消費者運動の変遷が考えられる。

### (1) 抵抗としての消費者運動

わが国でも、明治時代・大正時代・戦前の昭和時代にも、消費者運動は断片的にせよ、見られたと言われている。わが国の近代史・現代史は、明治維新以後、政治運動として、労働運動として、女性解放運動として、そして「貧しさ」からの解放としての消費者運動（例、生活協同組合）の足跡があ

る。

第2次大戦後、飢えと日々の糧を得るために「米よこせ運動」を始めとして、戦後の混乱期の中でも、たくましい生活力を展開した。<sup>(7)</sup>

たとえば、買い出し休暇、食糧の輸入物資放出要求、大阪「鴻池主婦の会」の誕生、昭和22年7月「ヤミ値切り崩し消費者連盟」の結成、昭和23年1月大阪主婦の会結成（比嘉正子）と卵の安売り主婦部隊、昭和23年8月牛肉の不買運動、昭和23年9月不良マッチ退治主婦大会（東京）、昭和23年10月主婦連合会結成（奥むめお等）、昭和27年7月全地婦連の結成（山高しげり等）。

一方、一人一人が糧を求めるより計画的組織的活動によって生活を守る運動は、昭和23年7月に消費生活協同組合法を成立せしめた。

主婦連の初期の活動は、昭和23年10月、風呂代値上げ反対運動や物価引き下げの主婦大会、配給の粗悪品、ヤミ取引、横流しへの訴え、良心的な「主婦の店」選定運動、消費者米価値上げ反対集会（おしゃもじ運動）の如く「家庭経済の安定（いわゆる消費者の目で）」のための婦人団体の共同戦線を張っての活動が続いた。

他面、世の中の落ちつきと共に、主婦連（高田ゆり等）は、インチキ商品の追放・反対運動と共に、正しい商品選択ができるように科学的専門知識をもつべく商品テストへの取り組みを始めた（昭和25年10月日用品審査部の開設<sup>(8)</sup>例、マーガリン・牛乳・しょうゆ・石けんの科学テスト）。そして、その中から「たくあん」の黄色の中にある有害色素オーラミンの追放。昭和26年～27年の電気料金値上げ反対運動。昭和28年8月の10円豆腐を守る運動。昭和29年の10円牛乳運動。昭和31年からの不良ジュースの摘発・適性表示と、日本の消費者運動は主婦連の活動の中にその本質の足跡を見ることができる。

前述した関西主婦連（昭和24年結成）も「電気料金の値上げ反対に取り組んだほか、米・麦・パンの主食から、牛肉・豚肉・バター・卵・野菜・牛乳などの各種食料品、みそ・しょうゆ・砂糖などの調味料、繊維、日用品、薬品、さらにはガス、国鉄、市電、水道などの公共料金、風呂代から散髪代、し尿汲み取り代金まで、広範囲な物価の闘いを展開した」<sup>(9)</sup>と同時に「主婦の商品学校」を開いて学んでゆく体制は、今日的課題をすでに提出していたと考えて良い。

花森安治氏の「暮らしの手帖」は、昭和29年12月号から「商品テスト」を毎号取り上げた。たとえば、子供用ソックス、石けん、タオルなど、何れも生活必需品中心の選択であり、暮らしの手帖が高級品やレジャー用品などは見向きもせず、生活批評を中心に視点を求めての企業への反省を促がしたもの、戦後の粗悪品の多かった時代の背景の一つの消費者の目でもあった。

昭和32年2月、全国消費者団体連絡会は、始めての「全国消費者大会」を開いて、「物価値上げ反対・消費者大衆こそ主権者である」ことを宣言したが、この動きは、高度成長時代の消費者運動への下地と導火戦ともなった。

## （2）「権利」としての消費者運動

前述の如く、戦前・戦後を通じての消費者運動は、個別的で断片的な「闘い」「主張」であり、一般的には「買手危険負担の原則」の上に立つ、抵抗として、また貧しさからの解放としてのものであり、

「権利」としての消費者の地位は未分化でもあった。

昭和30年代の後半以後、わが国の経済は、高度成長下の流れの中で技術革新と大量生産のもと、大量販売（例、スーパーマーケット）と消費者心理をも研究しての大量広告・宣伝（例、送り手の自由・情報大国・市場開拓）の中で大量消費の時代は、一方では生活の便利化、「欠乏の時代」から「豊かさの時代」という生活構造を激変させながらも、他方においては一部企業の悪質化、不当表示の増大、ウソツキ商品の氾濫、食品公害、薬害、企業公害と消費者の商品知識の不充分さ、商品知識、商品選択の困難性の「ひずみ」の中で、「消費者被害」と「消費者意識の変革」の中から、いわゆる「消費者主権」の確立への動きが生じて来る。

それは消費者の生命・健康・生活・環境の安全の確保をなおざりにしている「消費構造の変化」と「ひずみ」現象に対する人間の尊厳の再確認である。

たとえば、「にせ牛缶事件（昭和35年）」「危険なヘア・スプレー（昭和40年）」「ユリア樹脂食器のホルマリン（昭和41年）」「カラーテレビの二重価格問題（昭和41年）」「マーガリンの不当表示（昭和41年）」「ポッカレモンの不当表示（昭和42年）」「サルチル酸追放運動（昭和43年）」「ちふれ化粧品の販売（昭和43年）」「無果汁飲料とジュース裁判（昭和43年）」「カネミ油事件・PCB追放（昭和43年）」「危険な食品添加物・着色（グリーンピース・ゴマ）・漂白（豆腐・野菜・うどん）追放運動（昭和44年）」「コーラ飲料の有害性問題・乳酸菌飲料の不当表示の告発（昭和44年）」「欠陥車問題（昭和44年）」「ブルタニカ販売（昭和45年）」「AF<sub>2</sub>合成殺菌剤追放運動（昭和45～49年）」「人工甘味料チクロの禁止運動（昭和45年）」「過剰包装・ノー包装運動（昭和45年）」「再販売価格への運動（昭和45年）」「カドミウム公害・ガソリン鉛公害（昭和46年）」など、高度成長下の大量商品の中での「ひずみ」と「痛み」に対する数々の運動が展開された。

社会的には、森永砒素ミルク中毒訴訟・サリドマイド訴訟・新潟水俣病事件・四日市公害訴訟・水俣病訴訟・イタイイタイ病訴訟を頂点とする多くの前史があった。

それは、前述の「買手危険負担の原則（買手の不注意である）」から、「売手危険負担の原則」と「消費者が購入する物資の安全性の確保の原則」への変更である。

### （3）「文化」としての消費者運動

前述の「欠乏の時代」は、「人間が食って行く」という自然的・本能的権利でもあるし、「貧しさ」からの解放は、「物」をもつことが「豊かな生活」「便利な生活」であった。高度成長下の技術革新をテコとした、大量生産、大量消費、「使い捨て文化」「消費は美德」の中で、集団他人指向型の日本社会の中での日本人の行動様式は、「物（商品）を買う」ことが豊かさの証しであり、幸福論の尺度でもあった。

そして、その「しっぺ返し」は、食品公害、環境汚染、人間ばなれのした生活構造の中で、また「物支配」の中の人間性の価値・優劣現象にすらあらわれて来た。

しかし、「物」と「人間」の関係論から、そして「人間自身」の中から、「便利な生活」は無味乾燥な生活の別名であり、「豊かな生活」が心の豊かさとは決して同じものでないことを思考しはじめたと言えよう。

今まで、消費者運動は生きるための「抵抗」としての本能的、自然的運動であり、そして有害食品や欠陥商品への「告発」としての消費者運動であった中から、いま、「消費者運動多様化論」「消費者運動停滞論」の現象が見えはじめた。その底流には、消費者一人一人主体性を持ち始めたこと、啓発され教育されて「即物至上主義」から人間生活の価値感の転換を求め始めたこと、一人一人がライフスタイルの確立化をし始めたこと、「見えるものから見えないもの」にも人間の幸福論の在り方を求めたこと、冷静に客観的な目で「物」に一定の距離を求め始めたこと、便利さの意味、豊かさの意味、"脱"時代の精神文化論を形成し始めたこと、「物の価値」から「人の価値」への変化であり、消費（生活）哲学の形成化が見えはじめたことである。

それは、今までの多くの流れや、消費者啓発や消費者教育の一つの成果でもあったに違いないし、人間として、生き方として、自信と自主性・主体性・個人性・非損得性の中に「自分の生き方のスタイル」「各家庭の生活のスタイル」の再構築が見えはじめた現象である。

生活は文化である。消費構造や生活構造は画一的でなく、多様でなければ文化ではない。大量商品・大量情報・大量広告の「物社会」に侵かされない自信の形成化でもある。「文化」としての消費生活と消費者運動の展開と形成が、いま、過去の消費者抵抗権の運動・消費者被害史の土壌と成果の上に、高次元の中で、新しい消費者文化と消費者哲学をつけた消費者の形成が生まれつつある。またその必要がある。

しかし、現代社会構造、生活構造は、過去の変革の流れ、より高い技術進歩の中で、より高度により複雑に進化・変化してゆく。それへの対応策として、行政（現代国家）は消費生活領域においても、その仕組みの中により強い介入（規制）を必要とするのであろうし、また企業側においても「消費者に視点」を求めた、または「生活者を中心」とする産業・企業論の形成化、いわゆる現代企業論としての社会的作用を担当する企业文化形成論を形成してゆくための企業構造の改革と企業活動が必要であるならば、国家が逆に「のさばり」、企業が「のさばる」所の、戦前の富国強兵政策や今日までの企業中心社会からの脱皮は期待できない。「消費者（生活者）中心」の社会構造の形成こそ、そのためには企業があり、国家が存在するという「人間存在」の社会構造の形成のために、受身で、無知で、無抵抗で、無権利の地位で「操り人形」としての消費者像から、自らの「人間性」を主張し、生活スタイルを確立し、人間らしく生きるために判断の仕方・能力・分別の自由・選択の自由・その仕組み・過程を身につける自立人間の形成への努力、全体人間としての生活者への脱皮が求められる。

### III. まとめ—「現代社会」科目を消費者教育の一般教育としての試論と提言—

#### 1. 消費者教育としての「現代社会」科目の構成を

欧米の消費者教育の確立と、学校における消費者教育の重要性は、論ずるまでもない。現代社会に生きる人間が、「現代社会構造・生活構造」に対しての能力・自立・生き方を確立することは、現代人の資格であり、必須条件でもある。

小・中学校の社会科が、「社会の形成者」としての「社会における生活の意味（小学校）・公民としての基礎的教養（中学校）」の9年間の義務教育から、さらに高校社会科を学ぶ時、「社会の有為な形

成者」として、思考力・判断力を育成し、「現代社会に対する判断力と現代社会における人間の生き方」を考える基本科目としての「現代社会」科目を、つぎの様に試論してみたい。

第一に、現行「現代社会」科目の二大項目の一つである「現代社会の基本問題」は、次のような課題がある。

まず、第III編の「現代の民主政治」(日本国憲法の基本原理と国民生活・現代国家と民主政治・国際平和と人類の福祉)は、高校第3学年の「政治・経済」科目(第1章・日本国憲法の基本問題、第2章・基本的人権の保障、第3章・政治機構と政治の運営、第4章・現代日本の政治)へ移行することが望ましい。

必須と選択とは異なるという反論もあるが、すでに中学校第3学年「公民」(および小学校第6学年の「社会・下」)で学んでおり、小・中・高校の社会科を一貫的にとらえる時、重複しているし、断片的であり、散見的記述なら、「公民的分野」で充分である。実際、この領域は、生徒側から見れば、それは身近かな問題でなく、抽象的で、無関心さと重複学習によるために、反応は低いし、興味のない領域にもなっている。

それゆえに、高校第3学年の「政治・経済」科目へ移行する場合、中学校第3学年の「公民的分野」で述べた如く(本学紀要・第十集)、「現代の民主政治」および「政治・経済」科目における第1章～第4章を、もう少し「まとめ」を行なう必要がある。かつ、最も重要な領域は、身近かな「地方政治」(地方自治法の、市町村民の一人として、また県民の一人としての、住民意識と住民自治と住民運動)から学んでゆく授業方式こそ、民主主義を学び、政治への関心、現代社会への正しい判断の仕方、そして国家・国際政治への理解と関心を拡大してゆく学習方法が必要である。

第二に、現行「現代社会」科目の、もう一つの大項目である「現代社会と人間の生き方」は、現代生活関係・生活環境における生き方・考え方として、第IV編の「人間生活における文化」の項で、拡大を望みたい。

第V編の「青年と自己探究」の中にも、「現代社会構造・生活構造との関係における悩み・他人との人間関係における生き方論」を展開し、第VI編の「現代に生きる倫理」の生き方、高校生がこれからの数十年間生きてゆく上での「人生観・支えてくれる生き方」を「愛や忍耐や他人へのやさしさ・正義感や目に見えるものから見えないものへの価値感」などの中から、「真の人間的生き方」の大切さという根本的なものを考える内容に展開して欲しいものである。

たとえば、石油ショック後の灯油不足やトイレットペーパー、合成洗剤の品不足による経済困乱の中で、「中年の家庭の主婦」たちが、生活防衛の意味は理解できないことはないが、買い占めなど自己中心的生活防衛行動と現象は、私の驚きでもあった。買い占めや裏取引に奔走すれば、他の人々が困るであろうという認識の一片すらない現代日本人の行動様式を見て、私の「中年族は、我慢をして耐えるであろう」という固定観念は見事に裏切られた。この現象は、「人と人」との関係における「人の心」をかえてゆく教育が消費者教育であり、「現代人」としての「全体としての人間形成」でもある。ことに「現代の危機」は「人間の心の危機」もある。

消費者教育は、すべて「物と人」との関係ではなく、「人間の心」の中に、まず「生き方」として

考えてゆく必要がある。「物を買う消費者」のみでなく、「物を買わない消費者」も「物を買えない消費者」も「物に無関心な消費者」も「物に一定の距離をおいた消費者」も「物にすべての価値を認めない消費者」も居ても、すべてのあらゆる人間が「現代社会構造」「現代生活構造・消費生活構造」に対して、「共に生きる」生き方、健康で安全で、より良き「社会環境」を醸成してゆくための、「文化」としての自主的・自立した人間の形成が、まず必要である。

なお、第3学年の「倫理」との関係においては、第1学年「現代社会」科目で、興味・関心を示した生徒は、さらに「思想」として深く学ぶという継続的関係に立つ。また「倫理」の領域では、「第3編・現代社会と倫理」の項で、私が前述した所の「現代社会構造の三つの領域」の一つである所の「家族生活関係領域」における「夫婦関係・親子関係・核家族・家族機能・家庭福祉」などを、重要領域として再構成が望ましい。

以上から、第I編「現代と人間」、第II編「現代の経済社会と国民福祉」で、真正面から「消費生活関係領域」として、再編成が望ましい。かつ、第IV編以下の「人間生活における文化」などは、「現代社会と人間の生き方」として、上述の「社会構造・生活構造」を醸成してゆく精神的文化・生き方として関連せしめてゆくことが、抽象的議論から、具体的見方・考え方として理解し易いと考えられる。

消費生活関係領域を真正面から見てゆくと言うことは、消費者（生活者）の目からの現代の生活関係領域を認識し分析する意味である。すなわち、農林・漁業生活関係・工業（企業）生活関係・商業生活関係・経済生活関係・労働生活関係、そして、それへの補助・随伴した所の多様な生活関係の仕組・諸現象、および、それ等を取り巻く自然・環境・構造を消費者（生活者）から見てゆく意味である。なぜならば、農産物・水産物・工業製品でも、消費者（消費物）を前提としての産業領域であるし、労働から賃金を得て物質（消費物）の購入・売買・取引・大規模店・流通経路・生産→交換→分配→消費のすべての経済生活関係・労働生活関係も「現代社会構造」における「消費生活関係」のレンズを通すことが可能である。

## 2. 消費者教育を学校教育の中で

人々の日常生活関係は、消費生活関係である。それは、最も身近かで、最も大切な生活関係であり、消費生活を中心とした「社会現象・生活現象」に対する、正しい判断の仕方・認識・権利と役割と自覚・価値・批判力・行動の仕方、選択の自由・分別の自由の判断能力、そして生活（消費者）文化・生活（消費）哲学・ライフスタイルの確立こそ、「現代社会」「現代生活」における基本的課題である。それが人間の生命・健康・生活・環境とかかわりのある「人間の向上・開発」であり、それによって、また「生活環境」の向上をも、もたらされる。人間の尊重・人間の福祉の向上、そして、現代国家における現代法（法の規制が、国家権力側からの流れから→人々の側面から、「人間」としての人間権・生活権・生存権・消費者主権・社会権側から、逆にとらえて、生成してゆく法規制が現代法であるから）の形成の中にも見られる。

高校現場からの「現代社会」科目の学習は、前述した如く、大変難しいし、試行錯誤をしながらも、身近かな事例から、自ら学んでゆく事例・夢ある科目として「現代社会」科目をとらえている。

と同じ様に、私には「夢ある科目」としての「現代社会」科目を「消費者教育の一般科目・一般教育」としての展開への願いと夢がある。なぜなら、消費者教育こそ、学校教育の中核に据えられるべきであり、現代社会は「消費者優先の社会」であり、まさに「現代社会」科目の位置づけと、その内容は、適していると言えよう。消費者教育とは、人間の尊さを守る教育である。

1962年、ケネディ大統領が「消費者の利益保護に関する特別教書」の中で、①安全である権利、②知らされる権利、③選択される権利、④意見が反映される権利、の4つの権利が確保される事に加えて、1976年フォード大統領は、第5番目の権利として、⑤消費者教育を受ける権利を唱えた。これは消費者の真の権利の確立の思想の中に、初めて消費者を中心とする日常生活（消費生活）の上に、消費主権・人間権（生活権）の確立の保障が認められると解される。「現代社会」科目に、今後とも注目してゆく所存である。

#### 〔注〕

- 1 松村晴路・本学紀要第十集p. 4。
- 2 松村晴路・法政論叢・第二十巻p. 120以下。（日本法政学会）。
- 3 学校教育以外でも、たとえば、家庭教育の中でも、社会教育の中でも、成人教育、老人大学、市民大学講座においても、学びの場が「生涯教育」として必要であることは言うまでもない。ただ、その基本であり、中心の場が「学校教育」において為されなければならないと言う意味である。
- 4 高等学校学習指導要領解説・社会編参照。
- 5 今井光映「新らしい消費者教育を求めて」家庭教育社。pp. 14~19。pp. 62~69。
- 6 朝日新聞・昭和58年1月18日付。
- 7 日本放送出版協会・日本の消費者運動p. 15以下。
- 8 同上, p. 35以下。
- 9 同上, p. 41。

#### 〔参考文献〕

- 高等学校学習指導要領解説・文部省
- 「新現代社会」・三省堂（昭和59年度版）
- 「現代社会」、「政治・経済」、「倫理」（実教出版・昭和59年度版）
- 梶哲夫・公民教育・「現代社会」「倫理」「政治・経済」の教育・高陵社書店
- 天井勝海・「現代社会」の指導計画（生命保険文化センター）
- 今井光映・小木紀之・川端良子・鶴岡詳晃・庭田範秋・巻正平・山口富造・新らしい消費者教育を求めて・生命保険文化センター
- 藤枝恩子・内藤道子・村尾勇之・新福祐子・堀田剛吉・米川五郎・消費者教育指導の実際・家政教育社
- 小木紀之・川井克倭・消費者政策・家政教育社
- 日本消費者教育学会編・消費者保護論・光生館
- 東京大学公開講座・消費者・東京大学出版会
- 日本放送出版協会編・日本の消費者運動
- 内藤英憲・福田雅一・北欧の消費者王国・朝日新聞社
- 名東孝二編・企業文化論の提唱・新評論版
- 消費者保護の法構造・法律時報・1973年10月号
- 消費者問題・ジュリスト増刊総合特集・No. 13